

みやぎっ子『食』・『農』くらぶ 会則

<名称>

第1条 本会は「みやぎっ子『食』・『農』くらぶ」とする。

<事務所・所在地>

第2条 本会の事務所は 宮城県仙台市泉区上谷刈3丁目14-7 三栄ハイツB-101 に置く。

<目的>

第3条

第1項

本会は、宮城県を中心とした『子ども』を対象とし、『食』と『農業体験』を通して、食育力を高め、健全な発育・成長の促進をサポートする非営利の活動を目的とする。

第2項

登録会員や参加者、講師、サポーター、地域住民間の相互交流を促進する非営利の活動を行い、主に『農作業体験』と『生産物を使った食育イベント』行うものとする。

第3項

活動地域を東日本大震災で被災した地区を利用することにより、被災地の復興支援を助力するとともに、活動を通して、子供たちへ震災被害の現状と、復興過程を確認してもらいながら、活動地域の魅力を向上させる取り組みをする。

第4項

活動地域の住民、賛同者、ボランティアと積極的な交流を図り、交流から生まれる新たなコミュニティーを広げ、多くの子供たちが活動地域にて学べる場を築いていく。

<活動の種類>

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1、農業体験活動、農産物を使った『食』に関わるイベント。
- 2、土や生物を感じながら、実体験に基づいた自然を学べるイベント。
- 3、第3条の活動目的を達成するためのその他の活動。
(地域住民との触れ合い活動、地域の祭り等の参加、サロン活動の開催等)

<会員>

第5条 会員は、第3条の目的に賛同し第4条の活動を行う者とする。

<役員>

第6条 本会は下記の役員をおく。

代表 1名 副代表 1名 会計 1名

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

<役員の仕事>

第7条 役員の仕事は 次のとおりとする。

代表は 本会を代表し、会務の統括をし、定例会議長となる。

副代表は 会長を補佐し、代表に事故があるときにこれを代行する。

会計は 会の金銭収支を明らかにし報告する。

<会議定例会>

第8条 本会の会議は 次の通りとする。

1、役員会 役員会は役員により構成され、代表が招集する。

2、定例会 定期的に会員相互の事務連絡と交流を目的とし代表が招集する。

<入会・退会>

第9条 会員になろうとする者は、別に定める会員登録申込書を提出し、登録を受けるものとする。

第10条 退会を希望する会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

<会費>

第11条 この会は、原則として年会費等は徴収せず、都度、活動に必要な費用を事前告知のうえ、参加者の同意をもって徴収する。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第13条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第14条 繰越金等は翌年度に繰り越せるものとする。

<個人情報について>

第15条 本会の活動において取得した個人情報については「個人情報保護法」に則り、以下により扱うこととする。

1、本会の会員リストは、役員以外は閲覧できないものとする。

2、本会会員は、活動中に知り得た個人情報を、本人の同意無しに他者に教えてはならないものとする。

<設立年月日>

第16条 本会の設立年月日は 2016年 12月 1日とする。

<会則について>

第17条 本会則は 2016年 12月 1日より効力を有する。

<役員>

平成 28 年 12 月 1 日 現在

役員名	人数	氏 名	職業・勤務先等	備 考
会 長	1名	阿部穰二	調理師	
副会長	1名	笠井健介	調理師・AP カンパニー	
会 計	1名	伊丹慶一	管理栄養士・(社福)みずきの郷	

以上

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

宮城県仙台市泉区上谷刈 3 丁目 14-7 三栄ハイツB-101

代表者 阿部穰二 印